平成２４年（フ）第２３号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3462番地２
債務者　豊饒　絹子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
青森市桜川３丁目10番Ａ－７号
債務者　工藤　利博
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
青森市桜川３丁目10番Ａ－７号
債務者　工藤可南子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字掛元24番地１
債務者　澁谷　康子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第９号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬181番地２　すみれ荘20号
債務者　成田　常光
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
神奈川県横須賀市長沢１丁目13番28号　レジデンスさなだ103
債務者　堤　　洋美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７号
神奈川県横須賀市池田町５丁目９番３―203号
債務者　森山　直樹
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０号
和歌山県岩出市荊本192番地の４
債務者　松田　隆美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
和歌山県岩出市荊本192番地の４
債務者　松田　　薫
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
和歌山市西小二里２丁目５番50号
債務者　中村惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田1584番地３　サンリットＩ―202
債務者　関本　恭嗣
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
和歌山県紀の川市粉河161番地18
債務者　橋本　和幸
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
和歌山市駕町35番地　石見マンション205号
債務者　櫻井　明美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
和歌山市土入282番地の３　和田住宅８号
債務者　北亦　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８３号
山口県下松市大字東豊井1031番地４
債務者　小松　英二
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１３３５号
神戸市垂水区塩屋町９丁目30番50―606号
債務者　松山由紀夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５５号
兵庫県明石市松の内２丁目３番地の12　ＡＲビル503号、従前の住所兵庫県三木市末広３丁目２番11号
債務者　久保田幸子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部